

くらしの 情報

広く村民の皆さんに呼びかけたいことがあります。たら、このページをご利用ください。

催しもの

「21世紀の森」
雪まつり・雪合戦を開催

◆沼田行政事務所森林部

- ▼期日 2月22日(日)
- ▼会場 ホテルS.L周辺特設会場(川場村谷地)
- ▼内容 雪合戦(1チーム5人によるチーム対抗)、スノーモービル体験試乗、地元特産品などの販売
- ▼雪合戦参加費(1チーム) 大人の部(中学生以上) 5,000円、子どもの部(小学生以下) 2,500円
- ▼申込期限 1月30日(金)
- ▼申込・問い合わせ 沼田行政事務所森林部 ☎22-122-1

4481

お知らせ

消費税法の

一部が変わります

◆沼田税務署

4月1日から消費税法の一部が次のように改正されます。

▼価格の総額表示が義務付けられます。

▼事業者免税点の引き下げ

15年分の事業収入など(課税売上高)が1,000万円(現行3,000万円)を越える事業者は17年分に消費税の申告と納税が必要となります。

▼簡易課税制度の適用上限の引き下げ

簡易課税制度を適用できる人は、基準期間における課税売上高が5,000万円(現行2億円)以下の人になります。

▼問い合わせ 沼田税務署 ☎22-12131

「退職者医療」加入の
届け出をしましょう

◆保健福祉課

会社や役所などを退職して年金を受給する75歳未満

の人と、その被扶養者が加入します。

▼対象となる人 次のすべてに当てはまる人とその被扶養者です。①国保に加入している人、②老人保健の適用を受けていない人、③厚生年金や各種共済組合などの年金を受けている人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人。

▼届け出は 年金証書を受け取ったら、14日以内に届け出を行ってください。「国民健康保険退職被保険者証」が交付されます。

▼届け出に必要な物 保険証、年金証書、印かん

▼注意すること 対象者になつているにもかかわらず届け出をしないと、国保で余計に医療費を負担することにもなります。皆さんの負担軽減にもなりますので、対象になつたら必ず届け出をしましょう。

▼医者にかかる時 病院などの窓口で「国民健康保険退職被保険者証」を提示して受診します。自己負担割合は国保と同じです。

▼問い合わせ 役場保健福祉課 ☎24-5111(内線27)

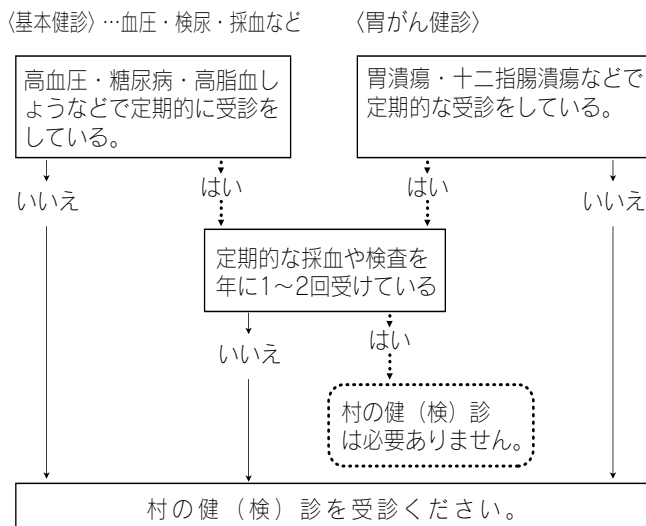
16 年度の村の健診の希望調査を行います

平成16年度の各種健(検)診の希望調査を、1月中に行います。

村のがん健診や基本健診は、医療機関や職場健診で定期的に検査を受けていない人が対象となります。定期的な受診をしている人は、病院での継続医療が必要なため、村の健診は必要ありません。

転ばぬ先の杖ともいう健診は、自分では気づかぬうちに体の中で起こっている病気の芽を早くを見つけることを目的としています。

あなたにとって必要な健診の受け方を右の表で確認し、各家庭に配布される申込用紙に必要事項を記入し提出してください。



人権相談所

家庭内や隣近所のもめごとなどでお悩みの人は、ご相談ください。村人権擁護委員が相談に応じます。

◆日時：2月9日（月）、午前10時～午後3時、◆会場：役場会議室。

健康相談

高血圧や糖尿病などでお悩みの人は、ご相談ください。役場保健師が相談を受けます。◆日時：1月29日（木）、午後1時～4時、◆場所：村保健センター ☎24-5142。

こころの健康相談

「眠れない」、「イライラして落ちつかない」など、心に悩みを持つ人はご相談ください。専門家が相談に応じます。◆日時：2月6日（金）、午後1時30分～（事前に電話予約を）、◆会場：沼田保健福祉事務所 ☎23-2185。

不妊専門相談センター

不妊に関することならどんなことでも相談ください。女性産婦人科医と保健師が相談に応じます。◆予約電話：☎027-269-9966 ◆相談日：木曜日、午前10時～午後4時 ◆場所：健康づくり財団（前橋市） ◆費用：無料

交通事故相談

自動車損害賠償責任保険・任意自動車保険請求の無料相談を行っています。◆日時：平日午前9時～正午、午後1時～5時 ◆前橋自動車保険請求相談センター ☎027-223-2316。

今・月・の・納・期

村県民税4期、水道料3期、下水道使用料5期は、2月2日（月）が納期です。完納にご協力ください。

商業・法人登記事務がコンピュータ化されます

◆前橋地方方法務局沼田支局
前橋地方方法務局沼田支局では沼田市および利根郡内の商業・法人登記事務を、2月16日（月）からコンピュータで処理します。

変更点

- ▼会社などの登記簿謄本・抄本が「登記事項証明書」へ代わります（手数料1、000円）。
- ▼代表者の資格証明書が「代表者事項証明書」へ代わります（手数料1、000円）。
- ▼会社などの登記簿の閲覧制度がなくなり「登記事項要約書」を発行（手数料は1登記記録500円）。
- ▼「登記情報交換システム」

が導入され、他の登記所が管轄する商業・法人の登記事項証明書等が沼田支局で入手できます。

▼問い合わせ 前橋地方方法務局沼田支局 ☎22-2518

所得税の還付申告はお早めに

◆沼田税務署

所得税の還付を受けるための確定申告書は源泉徴収された年または予定納税を納めた翌年の1月以降ならいつでも提出できます。

次に該当する人は、早めに提出してください。
▼源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、その他の所得も少ない人。
▼給与所得や退職所得のある人で、雑損控除、医療費

控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けられることがある人。

▼給与所得者で、年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人。

▼予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった人。

▼問い合わせ 沼田税務署 ☎22-2131

群馬県民政治大学 講座を開催します

◆昭和村選挙管理委員会

「混迷する政局と今後の展望」と題して政治評論家、三宅久之先生が講演します。

▼日時 2月12日（木）、午後3時から

▼場所 みかほみらい館

▼申込・問い合わせ 役場総務課 ☎24-5111

..... 村民文化講演会

キヤノン電子の社長が講演

キヤノン電子（株）の酒巻久社長を招き、村民文化講演会を開催します。皆さん、ぜひご来場ください。

日時 **2月21日**（土）、PM 13:00～

場所 **村公民館多目的ホール**

演題 **「これからの経営と環境問題について」**

問い合わせ 村教育委員会事務局 ☎24-5120